

地域協議会だより

Vol. 25 (2017年3月1日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
長野市大字南長野字宮東 452-1
長野県土地改良会館別館 3階
会長 赤羽 昭彦



早春の候

寒さも次第にゆるみ、日差しのうららかに春の到来の喜びを感じております。皆様におかれましては、健やかに過ごしのことと存じます。さて、今回の協議会だよりでは、2月に行われた県市町村担当者会議のテーマの1つである「活動組織の事務負担軽減の取組」についてご紹介します。



「活動組織の事務負担軽減の取組」

2月7日と10日に長野と松本2会場で開かれた県市町村担当者会議では、「活動組織の事務負担軽減の取組」について紹介がありました。

1 活動組織の事務負担を軽減する取組み

軽減する方法として、① 広域化、② 事務委託 があります。



安曇野市合同庁舎

活動組織の事務負担を軽減する方法

- ① 広域化（複数の活動組織を統合）
・広域エリア内の集落（活動組織）等の合意形成により設立
- ② 事務委託（事務処理を外部へ委託）
・活動組織の体制は現状のままで、負担となっている事務を外部へ委託

2 組織の広域化

(1) 広域化の目的

組織の広域化とは、旧市町村区域(昭和25年2月1日時点)程度、または対象農用地面積が200ha以上※の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、その他関係者の合意により、農用地、水路、農道などの地域資源保全管理等を行う体制を整備することを目的として設立するものです。

※ただし、中山間地域の場合は緩和要件があります。(「活動の手引き」VI(活動の推進に向けた)6-7ページ参照)



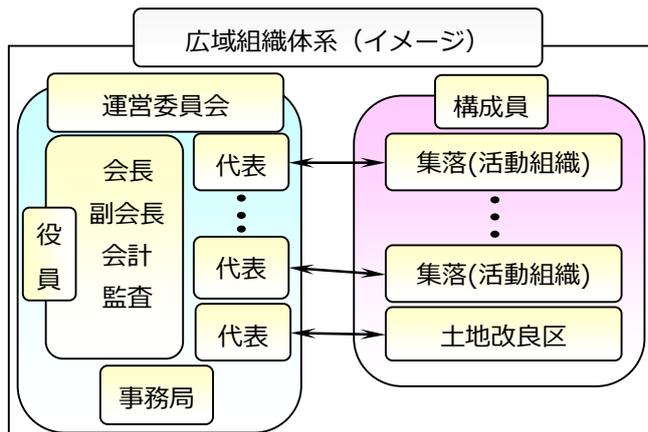
(3) 経費の支援

広域化を行う場合に設立のために必要となる経費を支援します。

対象活動	1 広域組織当たりの交付額
組織の広域化・体制強化	40万円

(4) 構成員と組織体系

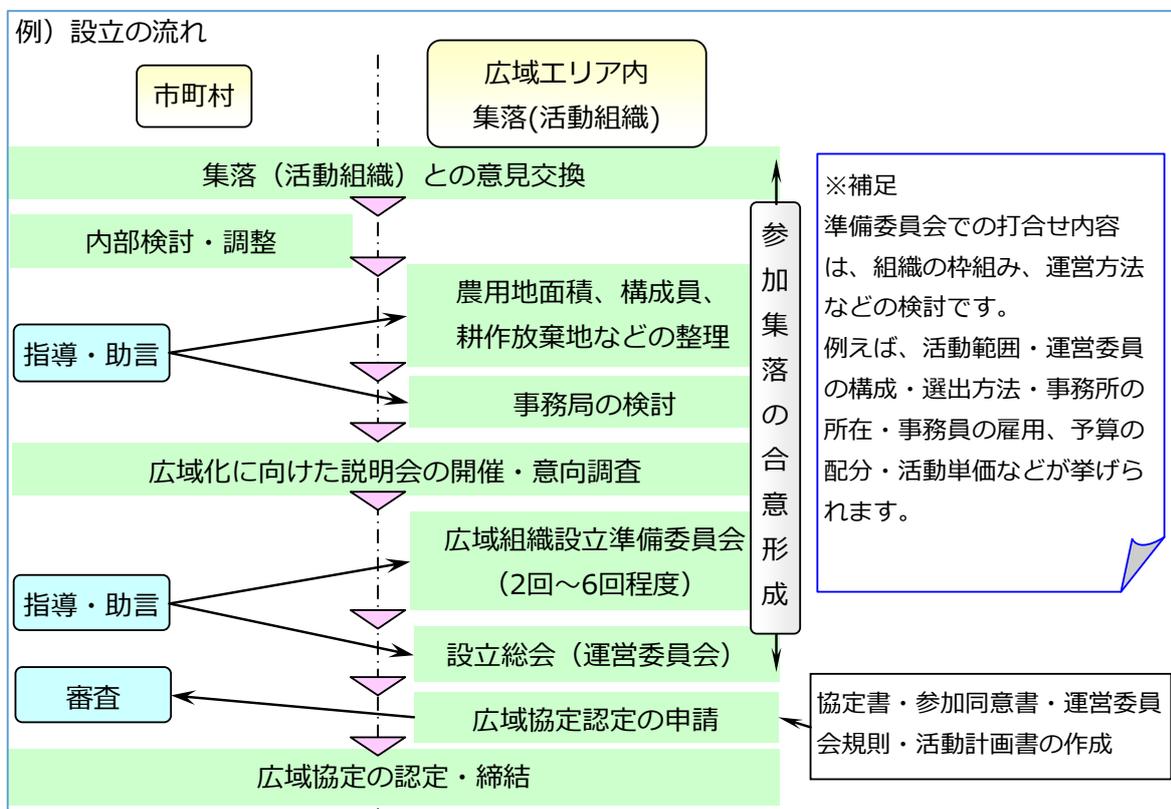
構成員は、集落(活動組織)又はその構成員(農業者含む)ほか、土地改良区、非営利団体(NPO)、農業者団体などです。



広域活動組織の単位については、市町村、旧市町村、土地改良区などが考えられます。地区の実情に応じて、まとまりやすい枠組みで考えましょう。

(5) 広域活動組織設立の流れ

あらかじめ、広域活動組織に参加予定の集落(活動組織)や団体の合意形成を図ることが重要なポイントです。



地域協議会だより

(6) 統一ルールの検討

広域活動組織に参加している集落(活動組織)は各集落の実情に応じて、多様な活動をしていますので、広域活動組織設立の際は、全集落が共通認識のもとに統一したルールを定めて活動を行うことが、交付金の適正な執行のためにも必要です。

○ルールづくりが必要な項目(例)

- ・ 運営委員会の構成(各集落の代表人数等)、役員の構成
- ・ 活動予算の配分(面積の小さい集落への配慮、集落間の調整など)
- ・ 事務局の経費(集落ごとの負担割合、事務局給与などの運営予算)
- ・ 集落と事務局の事務分担(書類作りや会計管理)
- ・ 活動費目の考え方と実施方法
- ・ 統一単価(日当や諸手当、借上げ費など)

(7) 広域活動組織が有効に機能するためのポイント(留意点など)

広域活動組織を設立したものの、集落等の事務負担が従前ままでは意味がありません。事務負担軽減のため、広域活動組織が有効に機能するためのポイントを示しました。

区分	項目	
広域活動 組織設立	必要性の整理	➢ 運営委員会、市町村の負担、活動の方向展開を踏まえて整理
	集落等の合意形成	➢ 広域化の利点、必要性を十分に説明 ➢ 広域化に係る市町村の実施方針(広域化の設立単位など)を説明
事務局 (体制、運用)	人材の確保	➢ 農業、土木事業、行政分野の知識、地元調整などの能力
	予算の確保	➢ 事務局の業務量に応じた勤務時間 ➢ 必要経費は、交付金から確保(集落ごとの負担割合)
	行政との情報共有	➢ 事務局が日頃から相談できるような支援(行政機関との連携・情報共有)
	交付金の配分	➢ 面積割合の予算配分による集落間の格差是正ため、事務局が管理・配分
集落等	事業参画意識	➢ 参画意識を希薄になりがちであり、説明会・研修会内容等の情報発信 ➢ 活動に係る参加集落等の合意形成は毎年実施

3 事務委託

負担となっている事務処理を外部へ委託するもので、活動組織は委託先として、新規の事務局、土地改良区、JAなどを検討します。

(1) 事務委託の場合の利点と留意

利点	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい組織の設立や役員の改正などが不要 ・ 事務処理の負担が軽減され、共同活動や作業に専念できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料は交付金の対象であるが、活動に使える予算が減少 ・ 受託者の確保(事務の内容や量、予算事情によっては受託してくれない) ・ 活動組織の数が現状のままであり、市町村の事務処理は軽減されない。

(2) 県内の事例

高山村と大町市の事例を紹介します。

	高山村の事例	大町市の事例
事務委託先	高山村営農支援センター推進協議会 (村内 13 の活動組織が委託)	大町市土地改良区 (土地改良区管内の10活動組織が委託)
受託業務	交付金の会計管理(支払、通帳管理など)、書類の作成・管理(日報・写真、領収証の管理、出納簿・実施状況報告などの提出必須書類)	資源向上支払(施設の長寿命化)の工事事務(発注～契約～竣工)、関係者への現場説明、施工管理、検査、書類作成(日報、財産管理台帳)
支援体制	営農支援センターで2名雇用	土地改良区職員2名
必要経費	交付金の3%	6～25万円 ※事業費(工事費)による
効果	事務処理を営農支援センターが担うことにより、組織は活動に専念 事業に精通した協議会が事務処理を行うことで、村も負担軽減	工事事務や施工管理など専門性が高い業務を土地改良区へ委託することで事務負担が軽減し、適正な事業執行が可能
留意点	実経費は5～10%で、村から営農支援センターへの助成で補填	施設管理者である土地改良区・市町村との協力関係が大切

4 まとめ

広域組織化や事務委託の事例については、これまで「地域協議会だより 2016年11月号」にも掲載してきましたので、そちらも参考にしてください。

多面的機能支払交付金は、農地、水路、農道など地域資源の保全管理のための地域の共同活動に必要な経費(作業の対価や資材購入)に対して支出が可能な交付金であり、適正な会計管理を行い、実績書類として記録・整理することが制度上必須です。

これまでも交付金の使い勝手を良くするため、書類の簡素化が進んできましたが、事務処理が負担になっている活動組織は少なくありません。多面的機能支払交付金の制度上必須となっている書類作成が負担となり、活動組織が地域資源保全のための活動の継続を断念するのは残念なことです。

平成26年度に多面的機能支払事業が始まり、既に活動をしている組織もありますので、事業計画の再認定を行う時が、広域活動組織設立のよいタイミングと考えます。

まずは、既存組織の役員手当の金額、役員の負担、事業継続の意向など集落(活動組織)の現状と課題を整理することをおすすめします。

事務局から

今月は事務負担軽減の取組についてお知らせしました。今後も多面的機能支払交付金を活用した活動を行ううえでご検討いただくと幸いです。

今年度の「地域協議会だより」の発行はこれで最後になります。来年度以降も皆様の活動のお役にたてるような情報を提供してまいりますので、よろしくおねがいいたします。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
(担当: 酒井・大井)

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>

